

事 務 連 絡
平成29年 2月 3日

各地方整備局企画部情報通信技術課長 殿
北海道開発局事業振興部機械課電気通信官 殿
沖縄総合事務局開発建設部情報通信技術室長 殿

大臣官房技術調査課
電気通信室課長補佐

「無線局申請書作成費」の試行について

標記について、下記のとおり試行されたい。

1. 試行歩掛

無線局申請書作成歩掛（別紙のとおり）

注) 共通仮設費の技術管理費に「無線局申請書作成費」として計上する。
受注者に無線局申請書の作成を発注・指示した場合に限る。

2. 特記仕様書記載例

第〇条 無線局申請書作成について

受注者は、「無線局申請書作成」について、電波法（施行規則等含む）に基づき地方総合通信局へ申請する無線局申請書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、申請時期及び紙申請・インターネット申請の別については、監督職員と協議するものとする。

注) 特記仕様書で官公庁手続き条項に、「ただし、総合通信局に対する手続きは発注者が行うので、受注者は監督職員の指示により必要な図書を提出するものとする。」を記載している場合は、削除が必要。

3. 試行対象

平成29年4月1日以降に入札公告を行う案件を原則とする。ただし、本通知以降に入札公告、指示する案件に適用することを妨げない。

担当：国土交通省大臣官房技術調査課
電気通信室電気通信基準係
岩田（80-22376）
小谷（80-22378）

無線局申請書作成歩掛(試行)

共通仮設費に計上

	無線局申請書作成	局種	単位	数量	試行歩掛 (電気通信技術員)
1	免許申請	固定局	局	1	1.0
2	免許申請	基地局、陸上移動中継局、 携帯基地局、特別業務の局	局	1	0.7
3	免許申請	陸上移動局、携帯局	局	1	0.3
4	免許申請	高周波利用設備	局	1	0.7
5	免許申請	無線標定陸上局	局	1	0.7
6	変更申請	固定局	局	1	0.7
7	変更申請	基地局、陸上移動中継局、 携帯基地局、特別業務の局	局	1	0.5
8	変更申請	陸上移動局、携帯局	局	1	0.2
9	変更申請	高周波利用設備	局	1	0.5
10	変更申請	無線標定陸上局	局	1	0.5

注)

- ・再免許申請には適用しない。
- ・購入・役務契約には適用しない。
- ・無線設備は現用(1台)構成の場合の歩掛
- ・同一局において無線設備が異なる2方路目以降の申請は0.7倍とし、同一設備で現用予備構成(2台)の場合は1.4倍とする。
(例)2方路の場合は1.7倍(1+0.7)。
現用予備(1号・2号機)構成の場合は1.4倍。
現用予備と現用のみの2方路の場合は、 $1.4 + (1 \times 0.7) = 2.1$ 倍。
- ・複数局をまとめて1つで申請する場合は、1局分の歩掛とする。
(例)陸上移動局3台を1申請で行う場合は1局。
- ・同一装置において、無線局種別が異なることから複数申請となる場合は各々1局とする。
(例)陸上移動局兼携帯局の場合は2局。